様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和　８年　６月　16日

茨城県知事　　殿

提出者

住所　茨城県下妻市比毛 45-5

氏名　共和・茨環・都市環共同事業体
共和メンテナンス株式会社
代表取締役社長　橋本　正明
電話番号　0296-49-8899

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

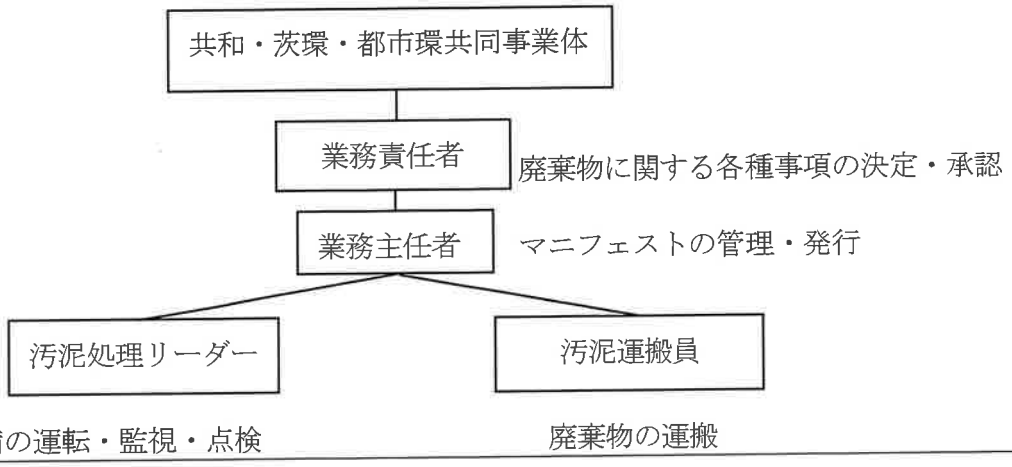
事業場の名称	さしまアクアステーション
事業場の所在地	茨城県猿島郡境町 2306-2
計画期間	令和８年４月１日から令和９年３月 31 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	36　水道業 3631　下水道業
②事業の規模	下水処理量　2,796,721m3/年（令和８年計画水量）
③従業員数	８人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・下水処理業務 汚泥 →処理業者に委託し、脱水・乾燥し有機肥料原料として引渡 →処理業者に委託し、堆肥化し肥料として販売 →処理業者に委託し、焼却し路盤材として再利用

（日本工業規格Ａ列４番）

茨城県
令 -8. 6. 1
県西県民センター
受付

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	金属くず
排　　出　　量	1,366.29ｔ	0.226ｔ

（これまでに実施した取組）
・処理工程において、MLSS を最適に保つことによる汚泥の減量化
・処理方法において、機器の能力限界まで含水率を下げることによる汚泥の減量化
・自ら堆肥化施設を運転し、下水汚泥の排出抑制を図る

② 計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	
排　　出　　量	2,090ｔ	ｔ

（今後実施する予定の取組）
・上記の取り組みを継続して実施する予定

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

特に実施なし

② 計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

特に実施する予定なし

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和７年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	164ｔ	ｔ
	（これまでに実施した取組） 堆肥化施設を運転し汚泥の肥料化		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	230ｔ	ｔ
	（今後実施する予定の取組） 上記取り組みを継続して実施		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和７年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	ｔ	ｔ
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	688.71ｔ	ｔ
	（これまでに実施した取組） 堆肥化施設を運転し排出汚泥量の抑制 0		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	ｔ	ｔ
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	920ｔ	ｔ
	（今後実施する予定の取組） 上記取り組みを継続して実施		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（　　年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特に実施なし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 特に実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和７年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	金属くず
	全処理委託量	1,366.29 t	0.226 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1,366.29 t	0.226 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・電子マニフェストの導入により、電子マニフェスト対応可能な処理業者から選定している。		

	② 計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	汚泥	
		全処理委託量	940ｔ	ｔ
		優良認定処理業者への処理委託量	940ｔ	ｔ
		再生利用業者への処理委託量	ｔ	ｔ
		認定熱回収業者への処理委託量	ｔ	ｔ
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	ｔ	ｔ
		（今後実施する予定の取組） ・可能な限り、優良認定処理業者から選定する。		
※事務処理欄				

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月 30 日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の 11 第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。